

第2節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（資料1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2024年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,208社となっている。

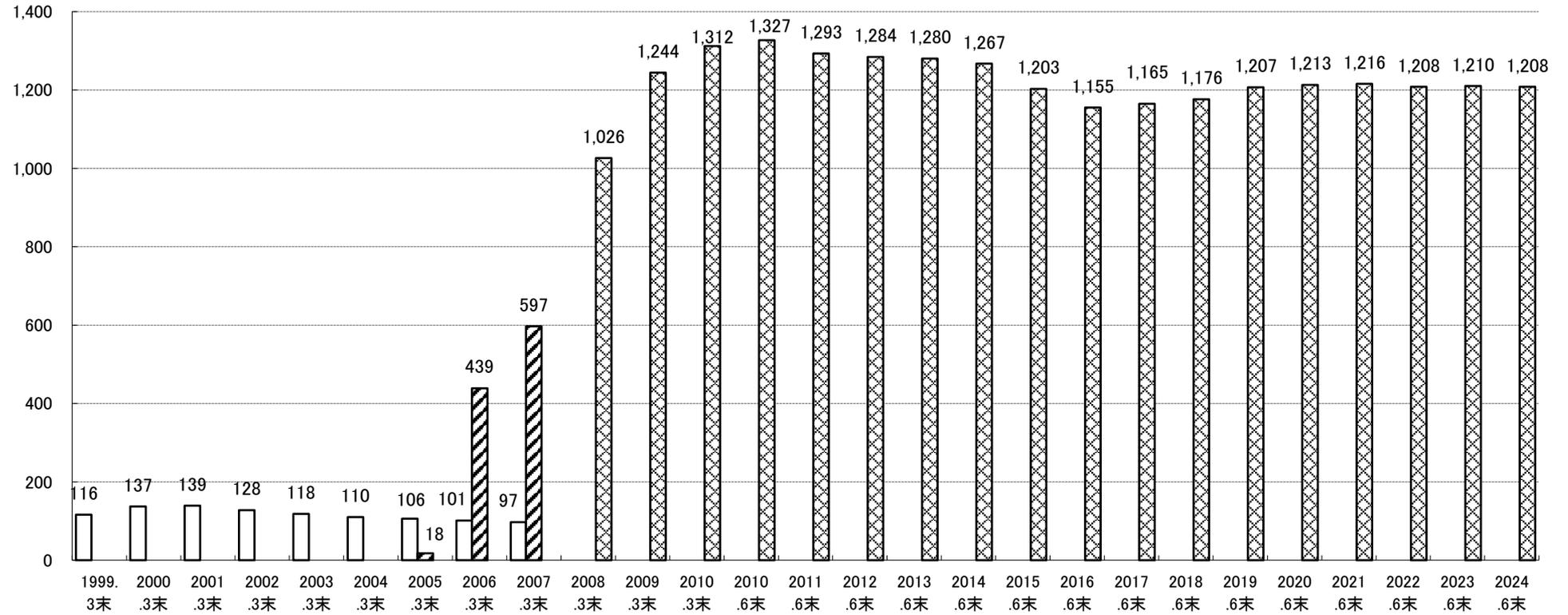
II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2023年7月以降、3社に対して行政処分を行っており、いずれも登録取消しが3件（業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「事業報告書を提出していない状況」、「金融商品取引業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況」等となっている。

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□商品投資販売業者 □信託受益権販売業者 ▣第二種金融商品取引業者

注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。